

## 資料編

- 1 荒川区芸術文化推進会議設置要綱
- 2 荒川区芸術文化推進会議委員名簿
- 3 荒川区俳句のまち宣言
- 4 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言
- 5 荒川区手話言語条例
- 6 検討の経過



## 1 荒川区芸術文化推進会議設置要綱

平成 26 年（2014 年）8 月 28 日

26 荒地文第 658 号

（副 区 長 決 定）

平成 27 年（2015 年）3 月 3 日一部改正

### （設置）

第 1 条 荒川区芸術文化振興プラン（改定版）を着実に推進し、荒川区の芸術文化の一層の振興を図るため、荒川区芸術文化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1） 荒川区の芸術文化施策の取組状況
- （2） 荒川区の芸術文化施策への助言
- （3） 前各号に掲げるほか、区長が必要と認める事項

### （構成）

第 3 条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 14 人以内で組織する。

- （1） 学識経験者 2 人以内
- （2） 荒川区顧問 2 人以内
- （3） 関係団体代表者等 7 人以内
- （4） 区職員 3 人以内

2 前項第 4 号の区職員は、地域文化スポーツ部を担任する副区長及び地域文化スポーツ部長の職にある者をもって充てる。

### （任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （座長及び副座長）

第 5 条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者である委員の中から、委員の互選により定める。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。



(招集等)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、地域文化スポーツ部文化交流推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。



## 2 荒川区芸術文化推進会議委員名簿（委員13名）

	氏名	所属
学識経験者	本郷寛	東京藝術大学美術学部教授
	河野文昭	東京藝術大学音楽学部教授
区顧問（芸術家）	平野千里	太平洋美術会副会長
芸術文化（団体）	阿久戸光晴	（公財）荒川区芸術文化振興財団理事長
	田代貢	荒川区文化団体連盟理事長
	松田全代	荒川区文化団体連盟顧問
	吉川三郎	荒川区文化団体連盟書道連盟会長
	大村みさ子	東京荒川少年少女合唱隊事務局代表
伝統文化保存	石塚昭一郎	荒川区伝統工芸技術保存会顧問 荒川区文化財保護審議会委員
地域	須藤昌彦	複合施設カフェ等選定委員 新堀町会元会長
区関係者	北川嘉昭	副区長
	池田洋子	地域文化スポーツ部長
	阿部忠資	教育委員会事務局 教育部長

（敬称略）

### 【事務局】

地域文化スポーツ部文化交流推進課長	谷井 千絵
地域文化スポーツ部文化交流推進課文化振興係長	山本 博章
地域文化スポーツ部文化交流推進課文化振興係	南谷 浩史
地域文化スポーツ部文化交流推進課文化振興係	松井 直樹

### 3 荒川区俳句のまち宣言

「行春や鳥啼魚の目は泪」

元禄2年3月 この句を矢立初めの句として  
松尾芭蕉は その生涯をかけ「奥の細道」へと旅立ちました  
芭蕉が渡った千住大橋は 江戸と東北の地を結び  
私たちを 俳句の世界へと いざなう大橋として  
昔も いまも これからも 隅田川に架かります

私たちの暮らすまちには 人々が行き交い  
芭蕉の想いと 四季折々の美しさに導かれ  
子規が 一茶が 山頭火が この地で俳句を詠みました

「五・七・五」17文字の無限に広がる世界の中で  
私たちは 思いを伝える力をもちます  
新しいものを創りだす力をもちます  
世界中の人たちと心をつなぐ力をもちます

荒川区は  
俳句の魅力を次代につなぐ架け橋として  
子どもから大人まで 俳句文化のすそ野をひろげ  
豊かな俳句の心を 未来に伝えることを誓い  
「俳句のまち あらかわ」を宣言します

平成27年3月14日 荒川区

起草委員会委員長	対馬康子
委員	金子兜太
	小池寛治
	佐々木忠利
	銭谷眞美
	西村我尼吾

## 4 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言

読書は「心の栄養」です。

読書を通じて、言葉を学び、考える力を身につけ、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生を自ら切り拓いていく力を育みます。

読書は「夢のタイムマシーン」です。

読書を通じて、あらゆる時代の人々の多様な生き方を知り、文明の歩みを知り、宇宙の広さ、未来の世界を知ります。

読書は「魔法の磁石」です。

読書を通じて、人とつながり、地域とつながり、世界中の人々の喜び、悲しみ、苦しみ、希望とつながります。

荒川区は、読書を心から愛し、読書の素晴らしさを未来社会の創造者であり守護者でもある子ども達に伝え続けるため、次のことを誓い、ここに「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言します。

- 絵本の読み聞かせをはじめとする子どもの読書活動を推進します。
- 若者から高齢者まで生涯にわたる読書活動をサポートします。
- 本と人を結び、人と人がふれあう創造性豊かなコミュニティを醸成します。
- 図書館を文化活動の拠点とし、多彩な事業を展開します。
- ゆいの森あらかわを中心に、地域図書館、学校図書館、街なか図書館が連携し、本が身近にあるまちづくりを進めます。

平成 30 年 5 月 27 日 荒川区

起草委員会委員長	柳	田	邦	男
副委員長	小	林	敦	子
委員	銭	谷	眞	美
	山	崎	一	穎
	藁	谷	友	紀



## 5 荒川区手話言語条例

荒川区手話言語条例（平成 30 年 7 月 17 日荒川区条例第 25 号）

手話は、独自の文法に基づき、手、指、体等の動きや表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者にとっての手話は、第一の言語であり、コミュニケーションの手段であると同時に、アイデンティティであり、命である。

しかし、ろう者は、これまで手話が言語として認められず、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったこと等により、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした状況の中で、手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において言語として位置付けられ、手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に取り組むことが求められている。

荒川区は、手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、全ての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### （目的）

第 1 条 この条例は、手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備について基本理念を定め、荒川区（以下「区」という。）区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第 2 条 手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備は、ろう者が安心して日常生活を営み、地域において社会参加をし、全ての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目的として行われるものとする。

2 手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備は、手話は言語であるとの認識の下に、積極的に推進されるものとする。

### （区の責務）

第 3 条 区は、手話に関する理解を促進し、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境を整備するために効果的な施策を講ずるものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、手話に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、区が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の策定等)

第6条 区は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画において、次に掲げる施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話に関する理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話により情報を取得し、及び共有する機会の拡大に関する施策

(3) ろう者の社会参加の促進に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施策

(災害が発生したときの支援)

第7条 区は、災害が発生したときは、ろう者に対し、手話により情報を取得し、及び共有するための支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、荒川区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 6 検討の経過

### (1) 第二次プラン計画期間中における成果の検証等

平成 26 年（2014 年）度～平成 30 年（2018 年）度

日 程	主な内容
平成 27 年（2015 年） 3 月 23 日	<b>荒川区芸術文化推進会議</b> ・ 第二次荒川区芸術文化振興プランについて（審議）
平成 28 年（2016 年） 6 月 28 日	<b>荒川区芸術文化推進会議</b> ・ 荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の 27 年度 の取組成果について（審議） ・ 荒川区芸術文化振興基金について（報告）
平成 29 年（2017 年） 7 月 4 日	<b>荒川区芸術文化推進会議</b> ・ 荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の 28 年度 の取組成果について（審議） ・ 荒川区芸術文化振興基金について（報告）
平成 29 年（2017 年） 9 月 1 日～30 日	<b>芸術・文化に関する意識調査の実施</b> ・ 文化交流推進課は、第 42 回荒川区政世論調査に より、芸術・文化に関する区民意識調査を実施
平成 30 年（2018 年） 7 月 30 日	<b>荒川区芸術文化推進会議</b> ・ 荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の 29 年度 の取組成果について（審議） ・ 荒川区芸術文化振興基金について（報告）

## (2) 第二次プラン改定にむけた検討等

平成 30 年（2018 年）度

日 程	主な内容
平成 30 年（2018 年） 7 月 30 日	<b>荒川区芸術文化推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 荒川区芸術文化振興プランの改定について（審議）</li><li>・ プラン改定に向けた検討の視点について（意見交換）</li></ul>
平成 30 年（2018 年） 8 月～11 月	<b>関係部署による調整・検討</b>
平成 30 年（2018 年） 11 月 9 日	<b>荒川区芸術文化推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 荒川区芸術文化振興プラン（第三次）の素案（案）について（審議）</li></ul>
平成 30 年（2018 年） 12 月 21 日～1 月 17 日	<b>パブリックコメントの実施</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 荒川区芸術文化振興プラン（第三次）の素案に関するパブリックコメントの実施</li></ul>
平成 31 年（2019 年） 1 月 11 日	<b>荒川区教育委員会（意見聴取）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 荒川区芸術文化振興プラン（第三次）の素案について</li></ul>
平成 31 年（2019 年） 3 月 8 日	<b>荒川区教育委員会（報告）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 荒川区芸術文化振興プラン（第三次）の策定について</li></ul>